

総務教育常任委員会資料

○総務教育常任委員会報告事項

- 報告事項 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例… 3
報告事項 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例… 7

○経済福祉常任委員会報告事項

- 報告事項 3 水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術者資格基準に関する条例の一部を改正する条例… 13

総務課・建設課

報告事項 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、出産・育児を理由とした離職防止として仕事と生活の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

2. 改正の内容

(1) 妊娠・出産等を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等 (第15条の2関係)

職員に対して出生時及び育児期両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る意向を確認するための面談やその他の措置を講ずるため、条文の追加をします。

また、条文の追加に伴う引用条項や条項ずれについても整理します。

3. 施行年月日

- (1) 令和7年10月1日から施行します。ただし、第15条の2の規定は公布の日から施行します。
- (2) 経過措置として、第15条の2第2項各号に掲げる措置については、この条例の施行の前日においても措置を講ずることができることとします。

4. 条例改正（案）について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年福島町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第15条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年福島町条例第1号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の

<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第15条の3 (略)</p>	<p>意向を確認するための措置</p> <p>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第15条の4 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

報告事項 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、出産・育児を理由とした離職防止として仕事と生活の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

2. 改正の内容

(1) 目的（第 1 条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 19 条の改正により、同条項が繰下げとなったことから条文の改正をします。

(2) 第 1 号部分休業の取得可能時間の柔軟化（第 18 条関係）

現行の部分休業（1 日につき 2 時間を超えない範囲で 30 分を単位に昇任）について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止とします。

(3) 第 2 号部分休業の新設（第 18 条の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 4、第 18 条の 5 関係）

現行の第 1 号部分休業の請求パターンに加え、第 2 号部分休業として新たな請求パターンを以下のとおり導入するため、条文の新設を行います。

① 条例で定める請求期間

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。

② 第 2 号部分休業の取得時間

1 年度につき 10 日相当の範囲で承認。

③ 承認単位

原則として 1 時間を単位として承認。

④ 請求パターンの変更

条例で定める特別の事情（請求時に予測することができなかった事実（配偶者等の入院、別居等）が生じたことにより変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権が認める事情）を除き、同一年度中に請求したパターンを変更することはできない。

3. 施行年月日

- (1) 令和7年10月1日から施行します。
- (2) 経過措置として、令和7年度における第2号部分休業の請求可能期間が平年の半分の6か月となるため、同年度における第2号部分休業が請求可能な時間を、平年の半分である5日相当とします。

4. 条例改正（案）について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例(平成4年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</p> <p>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占め</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</p> <p>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同</p>

る職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 **部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)**の承認は、**勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。**

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する**部分休業**の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

3 非常勤職員に対する**部分休業の承認**については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものと

じ。)

(第1号部分休業の承認)

第18条 **育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。**

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第14条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する**第1号部分休業**の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

3 非常勤職員に対する**第1号部分休業の承認**については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うも

する。

のとする。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、77時間30分とする。

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 第12条の規定は、部分休業について準用する。</p>	<p>の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第2項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

報告事項3 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国の建設業法施行令の改正により条項に変更が生じたため、当条例において引用している箇所を改正いたします。

2 改正の内容

建設業法施行令の条項引用部分を改正します。

建設業法施行令の改正箇所
(技術検定の検定種目等) 「第34条」から「37条」へ改正

引用条項部分の改正(第3条、第4条関係)

条例の第3条第1項第11号及び第4条第1項第8号中の、「建設業法施行令第34条」を「建設業法施行令第37条」に改正します。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

4 条例改正(案)

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例(案)

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年福島町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) 第34条 第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であ	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) 第37条 第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であ

つて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 建設業法施行令**第34条**第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

つて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 建設業法施行令**第37条**第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。